

## 第 67 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 3 年 6 月 1 5 日 (火) 午前 9 時半から午前 1 0 時 1 0 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室
- 3 出席農業委員 (1 2 人)
  - 1 番 川地 守
  - 2 番 宮城 恵子
  - 3 番 瀬川 一郎
  - 4 番 小柳 貴史
  - 5 番 沖村 和哉
  - 7 番 中原 賢
  - 8 番 大谷 正樹
  - 9 番 宮本 平
  - 1 0 番 田中 豊文
  - 1 2 番 袴田 光夫
  - 1 3 番 安本 貞敏
  - 1 4 番 廣岡 隆義 (会長)
- 4 欠席農業委員 (2 人)
  - 6 番 星出 栄一
  - 1 1 番 角井 雅之
- 5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0 人)
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0 人)

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 1 農地法第18条第6項の規定による通知（賃借の合意解約）について

報告事項 2 農地現況証明願いによる現況証明について

報告事項 3 農業委員会の和解の仲介について

審査会 1 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洸平

事務局 おはようございます。皆さん集まりましたので、只今より第67回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。話題のコロナが、やっとのことで予防接種の動きがありました。私も1回目だけはもう済みまして、今度が2回目となります。皆さんも受けられた方、ないしは今からの方、それぞれあるかと思いますが、気を付けながら、特に今月以降は農地パトロールの活動もありますから、ご注意くださいらと思っております。あわせて、この前農協の総代会、その地区委員会に出た時に話があったのが、去年から今年にかけてマダニに3回罹ったという方がいらっしゃる。ある程度藪に近い所で活動したから、ないしは農作業で頻繁に出たから罹った理由だろうということで、医者の方から言われたという話です。皆さんが今後農地パトロールの活動を展開するにあたって、その辺りに留意しながらの活動展開をお願いできたらと思っております。よろしく願いいたします。それでは着席をして進行させていただきます。本日の付議案件は議案4件、報告事項10件、審査会1件、その他諸連絡となっております。なお今回は町内で新型コロナウイルス感染者が増加している状況を考慮し、出席人数を調整して開催しております。それでは本日の出席者についてご報告申し上げます。在任する農業委員総数は14名。本日の出席委員12名、欠席委員2名。本日出席要請をいたしました農地利用最適化推進委員は0名でございます。よって農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることを報告申し上げます。次に議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は農業委員9番、宮本委員と、10番、田中委員をお願いいたします。それでは議事に入る前に、事務局より議案及び資料の訂正がありますので報告を求めます。

事務局 失礼いたします。まず議案説明資料の訂正及び差替えについて、資料14ページに住宅に付属する農地の指定申請受領書をお付けしておりますが、正しくは本日お配りしました住宅に付属する農地の指定申請書となります。次に議案説明資料の記入漏れにつきまして、資料の4ページ、耕作証明書における周防大島町農業委員会の記載が抜けております。次に13ページの取得した農地を3年以上耕作する旨の誓約書の日付が抜けております。以上につきましては、申請人に確認のうえ、原本には日付を記入させていただきました。次に、議案書の議事日程について、報告事項が2件の予定でしたが、和解の仲介についてが追加となり、本日お配りした議事日程表のとおり、日付が変更となります。資料の訂正が多くあります事、お詫び申し上げます。訂正事項のご連絡は以上となります。

議長 それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による

許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町小松（氏名）、譲渡人、柳井市古開作（氏名）、申請地大字小松、字月ノ木、地番●●●●、地目田、現況畑、面積1,410㎡、他3筆、合計2,613㎡、契約の内容につきましては所有権の移転、贈与、経営面積は現在965㎡、取得後3,578㎡、担当委員は農業委員12番袴田委員、推進委員7番河村委員となります。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本事案については、以前より果樹園の手伝いをしていた譲受人に対し、高齢のため耕作が困難となった譲渡人が、贈与により譲渡すものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保状況、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人及び家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、今後農協へ加入予定であり、以前からの耕作物を引き続き耕作すること、適切な農耕利用を維持することから、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の12番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番

先日6月10日に河村推進委員と現地を確認させていただきました。譲渡人は譲受人の叔父になる方です。譲受人は現在耕作地は、少し近所の人のを借りて作っているくらいです。つぎに譲渡人は柳井に住んでおられるのですが、もう90歳を超えて大島へ百姓しに行けないから、この農地をみな作ってくれということで、叔父さんからこれだけの畑を譲り受けたいということでありました。いろいろみかんやら柿やら栗やら、いろんなものを作って、それから少しばかり畑としても使っております。しっかり耕作していただければ良いかなというように思いました。以上でございます。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

1番

畑なのですが、畑の中にU字溝が入っていて、そのU字溝の排水がですね、

3ページの住宅が3件ならんでいる所へ、その後（個人名）さんの所へ流し込むように設置されております。この（個人名）さんの話を聞いたら、もともとこっちへ水を流すのではなく、（個人名）さんの方へ田んぼを作っている時には排水をするように、ということだったそうです。それはそれでいいのですが、このU字溝から出た泥が溝につまってですね、誰も掃除しない。これは誰が掃除したらいいのか私もよくわからないから、クリーン作戦の時にちょこちょこっとやるのですが、今回所有者が変わるのでその辺をすこしは考えていただきたいというのが一つあります。それからこの公図の赤い所、これは町道ですかね、ここの草を刈るのは誰がやるんですかね。町が刈るのですか。ここが草ぼうぼうで、法面になっている所がこの公図ではわからないのですけれども、法面の中にあつたところも、譲渡人は全然刈らなかったですね。道路のわきの草についてはクリーン作戦の時に私らが刈ると、年に1回ですね。ここのへんの草刈も町道だからやらないよというのもいかなものかなと。私たちももう町道はいいかなと思わないことも無いのですが、まあ、ここの周りに住んでいる、景観を考えていただければ、少しは協力してもらえたらいいなというのがあるので、その辺を一言付け加えていただければと思います。溝については、下の人が止めています、ブロックを入れて、泥が流れてこないように。元々これ排水がここに無いのですよ。元々下まで行かないのです。これを超えて今度はですね、その一番下の広い所●●●●番地へ直接流れ込みます。この排水は、もともとU字溝を設置した時点でいかなものかなと思っております。田んぼの中に入ってますので。なので、かなりの勢いで雨が降ったら出てきます。その辺の掃除の件と、草刈りの件をお願いしたいと思います。

議長 今の質問、要望に対して、これは町の方で対応をお願いできますか。譲受人に対して、そこに対しての注意にするのか、要請にするのか。

事務局 かしこまりました。譲受人に対しては事務局から地区からそのようなご要望があつたという旨伝えておきます。もう1件、町道部分の草刈ですね、こちらにつきましても草が生えているのが個人所有の土地か、町道部分かということもあるのですが、地域からのご要望ということで、担当課へ伝えておきます。この譲受人さんなのですが、今度正式にこの農地を取得するというので、ここの管理者になられますので、出来ましたら地域の農業委員さん、近い農業委員さんがですね、一緒になって適切な営農とか、その地域の事情をまだ分からなかったりすることもあると思うので、そのへんでご協力していただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 法面に関しては以前も議案がありましたよね。関連するやつが。三蒲だったかな。基本的にはその近隣の耕作者ということなのですかね、法面に関しては。町道は町としてですけど。

- 事務局 基本は地元の受益者の方ですね、維持していただきたいという所もあるのですが、工事となるとやはりなかなか難しいので、そこはまず総合支所へご相談いただけたらと思います。
- 議長 その辺は今後の生産者になる方とご協議、ご指導になるのか要請になるのか、その辺りを踏まえ、発言をお願いできたらと思います。他に何かご質問がありましたら。
- 9番 取得後には3反を超える面積になるわけですが、農作物の出荷先がなしになっているのをどう見たらいいのかなという質問です。
- 1番 今作っているのはイチジクがハウスで作っています。これが1反まで行かないかもしれませんが。あとはミカンですね。野菜は作っていません。出荷については、以前は柳井の方へ持って帰っておられたのですが、次譲受人に代わるとどうするかはちょっとわからない。
- 9番 耕作証明から見ると果樹500キロということで、これを出荷先無しというのは、できた物をどうするのかなっているのはすごく疑問です。できた物をどうするのかというのが無い状態で計画書とするのはいかなものかなという指摘です。
- 議長 今のは、特に一部をハウスでということになれば、結構本気で作っているという話ですよ。昔から南周防は産地があるから、そこで出荷をすれば、大体販売に繋がるというラインだろうと思います。大島の中でという話をするとちょっと厳しいだろうと。そこをどうするのか、今までの前任の譲渡人に農協さんにツールを作ってもらえばどうにかなるんだろう、ミカンに関しては、そんなに面積はないだろうと思いますから、イチジクをハウスで作るという話になれば結構本気で作っているという話ですから、そこはお金になるだろうと。これも最終的に指導するのかなというのを、事務局の方へお願いできますかね。結構イチジクのハウスはお金になりますから。但し収穫作業は結構面倒ですが、南周防さんがどうだったか覚えていないですけども、ヘッドライトを付けて早朝から動くというような作業をしていると思いますので、そこはちょっと宮本委員の指摘を受けて事務局でご検討ください。他に何かありましたら。
- 9番 この農業委員会に出された資料にその辺はやっぱ一言ないと。一言というか、納得できる計画でないと審議が出来ないんじゃないかという気はします。
- 議長 これは事務局へお願いいたします。最低限申請が上がってきた時点で、そこが読めるような書類にしないと、農業委員会で審査が出来ないということ

指摘を受け取るということで、今回の申請者に対して、ないしは今後出てくるであろう申請者に対してご留意ください。他に何か意見がありましたら。

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町小松（氏名）、譲受人、岩国市通津（氏名）、申請地、大字伊保田、字西浜、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積、68㎡、他一筆、合計の面積は191㎡です。契約の内容につきましては売買による所有権の移転、経営面積は現在0㎡、取得後191㎡です。備考、その他参考事項といたしまして、住宅に付属する農地の指定を受けております。指定日は令和2年5月15日です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、住宅に付属した農地の指定を受けた農地について、宅地と共に売り渡したい譲渡人の要望に、当該宅地に住宅を購入した譲受人が売買に応じるものです。第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保状況、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地の指定を受けており、問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、自家用野菜を栽培する計画で、譲渡人や近隣農家との良好な関係を維持し、耕作を行い適切に管理することで、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番

この12日に現地の確認を行いました。当日は本人さんがいらっしゃらなかったのですが、息子さんがいらっしゃいまして、いろいろ事情を聞きました。

それで一応ですね、図面を見ていただいたらわかるのですが、地番の中で●●●●番地というのに自宅があります。それから●●●●が農業用倉庫、今回議案に出されたので●●●●ともう一筆ということになりますが、住宅に入るのにですね、この農地を通らなくては入れないという状況です。回り道が無いので。図面の中に赤い線があると思うのですが、こちらの方からですね、ずっと通って奥の住宅へ入っていくような状況になっています。農地としましては、今がですね、柿が2本それからイチジクが4本と、あとちょっと品種はわかりませんが、色が良かったので肥料等はあったのだと思います。今までは十分管理されていないようでしたが、行ったときには草刈等やって、十分管理されているかなという感じでした。それでどちらにしてもですね、管理するには人手がいるのですけれども、こちらの申請書には本人さんしか書いておりませんけれども、娘さんと息子さんがいらっしゃって管理しているようです。だから忙しい時には一緒に手伝いするというようなことなので、十分管理はできるというふうに思います。それから農機具については先ほど十分なものがあるような説明でしたが、草刈機、あとは鎌とか小さい物しかありませんけれども、必要でしたら防除する機械とか、そういう物を買って揃えて管理したいというような意向でした。ということですので、引き続き管理していただければ周りの方への影響もなく、十分管理できるというように見られました。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町久賀（氏名）、譲渡人、周防大島町久賀（氏名）、申請地、大字久賀、字当面、地番●●●●、地目田、現況畑、面積、254㎡、契約の内容につきましては売買による所有権の移転、経営面積は現在0㎡、取得後254㎡、その他参考といたしまして住宅に付属する農地指定日が令和3年4月15日です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、10ページから14ページをご覧ください。本事案については、住宅に付属した農地の指定を受けた農地について、宅地と



共に売り渡したい譲渡人の要望に、当該宅地に住宅を購入した譲受人が売買に応じるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保状況、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人と家族の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、住宅に付属する農地の指定を受けており、問題はないと考えます次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、JAへ加入予定であり、帰農塾等で適切な管理方法を学ぶ予定であることから、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 補足説明いたします。6月7日に推進委員さんと現地で落ちあい、内容確認をいたしました。確認の結果、申請内容に相違ないということが確認できています。それと譲受人さん、こちらに帰ってこられて、久賀に住まれることについては、ものすごく意欲的のように見られましたので、久賀の中でまだ高齢者が多く、耕作できていない土地がたくさんあるので、もしこれから落ち着かれて、どこかでミカンを作りたいという話になるようであれば、またご連絡くださいという話をさせてもらっています。そして親御さんが農業に従事されていたらしく、機材、機械などは結構あるらしいので、それを使わせてもらうということです。また、JAにもとても興味があるので入れてもらってと申請書に書いてありますが、ファーマーズに野菜を作って出してみたいと言われるような、すごく意欲的な人でした。なので、地域で見守っていきましょうということを推進委員さんとお話させていただいています。そして前回譲渡人は、現在高齢者施設へ入所しており、お目にかかれなかったのですが、今回は面会が叶うということで、昨日面談をしてきました。で、とても喜んでいらっやって、やっぱり今から自分がどうなるかわからない時に、家も畑もそのままというのがとても気になっていたのが、良い方に巡り合えたということで感謝されていました。見守っていきたいなと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

9番 すいません受領書なのですが、日付が入っていないようなのですがこれはどうなのでしょう。

事務局 そちらにつきましては、申し訳ございません。書類自体も間違っておりまして、差替えの資料をお配りさせていただいております。それと受領書の日付が抜けていることにつきましても、ご本人様に確認させていただきました。申し訳ございません。

議長 他にご質問がございましたら。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、本案件は田中委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与することができません。田中委員につきましては、一旦退室をお願いいたします。

(田中委員退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町伊保田、小伊保田自治会、譲渡人、柳井市神代(氏名)、申請地、大字伊保田、字角脇、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積、215㎡、契約の内容等につきましては使用貸借による権利の設定、事業計画、用途等につきましては共同墓地の設置、備考その他参考といたしまして、第2種農地、計画全体面積は215㎡です。続いて許可基準について説明します。資料は、15ページから19ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場油田出張所から北西方向約1.6kmの距離にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他の農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は小伊保田地区の共同墓地の移転を進めている自治会であり、移転スペースが足りなくなったことから、場所や面積等の条件に適した当該地へ共同墓地を設置するものであります。また、申請者双方の代替地検討表を確認し、事業の実施のため他に適当な土地がないことから、候補地の選定や転用目的は適当であると考えます。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権

利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1年以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等については該当ありません。本件が許可された後、周防大島町から山口県への墓地設置の申請が必要となります。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、申請地の他に非農地を利用する計画はなく、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件に対する支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、風通し、排水等で、周辺農地の営農条件に対する支障は発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 同じく12日にですね、推進委員さんと一緒に、自治会町さんからお話を聞きました。話はもう3、4年くらい前から出ておりまして、いろいろと場所を探していたようなのですが、今の所有者の方が快く寄付という形で応じていただいたようです。それによって周りもやっぱり影響するので、周りの方も一応確認したところでした。それで場所としましては一番集落の端の方にありまして、その近くに墓地がありますが、これが手狭になったということで、今回の場所ということでした。現在他にも墓地がありまして、その場所は山の上にあるということで、ちょっと確認に行こうとしたのですが、去年の水害で今道路工事をしておりまして、たどり着くことが出来ませんでした。今現在の墓地の方は確認できませんでしたが、そこには10～20件以上の方が墓を置いているようです。その中の方から声が出まして、維持が歳を取ったら、もう現在高齢の方が多いようですけれども、墓には行けないというような話が出て、今回の場所を選定したようです。それで今回の話が出てから生活衛生課の方へも確認へ行きました。それで生活衛生課の方へも相談があり、事業内容についてですね、説明をしたそうです。それで農業委員会の許可が出てからの話をですね、県の保健所になりますけれども、こちらの方へ出向いて協議をしたとのことでした。それで土地については、現在20年以上も耕作しておりませんので、防風林があってその中の方はですね、荒廃しているような状況です。その周りの方も、もう全然、防風林はありますけれども、何ももう作っていないので荒廃しているような状況で、特に今後整備されて影響があるところはないと思います。あとは、希望者が現在15名くらいということですが、将来的にはまだ希望者があればということでした。そのため26件という計画になっているということでした。現在ある墓地も20何件ありますけれども、こちらもう帰ってくる予定はないということで、もう墓

じまいをして、今回の場所へ墓を移転するという方もいらっしゃいますけれども、それを含めて、このような規模になったということで説明を受けております。地元はですね、こういうような形で進めておりますが、最終的にはですね、資料の中では自治会の方へ貸して、それからというような話になっておりますが、最終的には町が、整備された時点で寄付を受けて墓地というような形で整備されるということになります。あとは特に問題はないと思います。資金についてはですね、いろいろと計画書が出ているようではありますが、こちらの方には特にありませんので、できるという判断で議案として出されたと思いますのでいいとおもいます。以上です。

- 議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
- 1 番 今あった説明について、私もちょっと参考に聞きたいのですが、一応これ使用貸借、無償で継続的な契約になっておりますが、固定資産税などは誰が払うのですか。
- 5 番 固定資産税という話ですけれども、今現在では個人がお持ちということですが、それを1回自治会が受けるというのが本当なのでしょうけれども、その事務をすれば当然登記の発生と時間とお金がかかるという話になるのですが、それをしないで最終的には町へ寄付という言い方になるのですが、その事務を飛ばしてですね、買い取って整理されたら、町へ寄付ということになりますので、固定資産はもうかからないということになります。町営です。町営ですが、自治体が管理するというふうな事になると思います。だから町の土地ですね。町の墓地で。町営墓地ではないですね。町営墓地でしたら、墓を作る時に金がかかりますけれども、維持管理ということで、関係者の中で話をして、整備するお金というのは全部自治会、関係者が出すという話になっていると思います。
- 1 番 墓を建てたいという人がその一区画を買うよとなった場合、お金は自治会に払うのでしょうか。
- 5 番 その辺は自治会管理ということで話が進んでいるようです。だから一番初めはやっぱ整備費かかりますので、その辺は関係者が負担するという話で、町は一切金を出しません。最終的には寄付で町の土地にはなりますが、実際は自治会が管理するという話みたいです。基本的に個人では墓を建てられないという段取りになっているそうです。中にはちよくちよく自分の土地に建てている人もいますみたいですが、それは本来の姿ではないという話です。本来は町の土地にして、そこへ皆さんが墓を建てると。ただ昔からずっと引き継いでいる墓地がありますけれども、実際町営の墓地というのは、久賀ですかね、ここにありますがけれども、それとか大島にあるとか、三蒲の上ですか

ね、その3箇所くらいだと思います。各集落にあるのは今の形で、町所有の土地にはなっているけれども、自治会が管理している。場所によってやっぱり地域性があるのでですね、いろんな決まり事もあると思うので、その辺はそのこのルールに従って墓を建てるといいうことになると思います。あとの管理も自治会がやるという話ですから、ということです。

議長

若干ちょっと特殊な事情があるみたいで、その辺りについてはちょっと不勉強な部分もありましたけれども、特に今回は問題ないと思いますが、他に何かご質問ありましたら。よろしいですかね。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

それでは田中委員は入室してください。

(田中委員入室)

続いて、日程3、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。7件まとめてご説明いたします。資料は20ページから23ページをご覧ください。では、No.1からNo.6につきましては、貸付人、借受人が同じ方ですので、まとめて説明させていただきます。申請人、貸付人、山口市葵、(団体名)、借受人、山口市春日町、(法律事務所)、申請地、大字西屋代、字、樋ノ内、地番●●●●、地目田、面積、1,852㎡、他13筆です。契約内容等につきましては、農業経営基盤強化促進法、利用権の設定期間につきましては、それぞれお配りしております資料のとおりとなります。備考につきましては、合意による解約、他の方への賃貸予定となります。次にNo.2申請人、貸付人、周防大島町東安下庄、(氏名)、借受人、周防大島町秋、(氏名)、申請地、大字秋、字尾崎神田、地番●●●●、地目畑、面積、918㎡、他一筆、合計面積は1,451㎡です。契約内容等につきましては、農業経営基盤強化促進法、利用権の設定期間は令和2年6月25日から令和11年6月24日までです。使用貸借権の設定となっております。備考につきましては、合意による解約、借受人変更のためです。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問無し)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて、日程4、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。3件まとめて報告いたします。資料は24～32ページをご覧ください。No.1、申請人、広島県廿日市市、(氏名)、申請地、大字久賀、字東開作、地番●●●●、登記地目畑、面積、236㎡、現況確認日、令和3年5月11日、地目、非農地、確認者、宮城委員、中原委員、田中委員、備考としまして昭和46年6月10日に転用許可を受け、宅地として利用しているため農地性は失われています。続いてNo.2、申請人、周防大島町日前(氏名)、申請地、大字日前、字観音下、地番●●●●番地、登記地目畑、面積91㎡、現況確認日、令和3年5月11日、地目非農地、確認者、宮城委員、中原委員、田中委員、備考といたしまして、自己用住宅の駐車場として利用しているため、農地性は失われています。続いてNo.3、申請人、広島県広島市(氏名)、申請地、大字東安下庄、字鴛ヶ浦、地番●●●●、登記地目畑、面積84㎡、現況確認日、令和3年5月11日、確認者、田中委員、角井委員、廣岡委員、備考としまして、荒廃しており、農地としての利用は不可能です。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問無し)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。  
続いて日程5、報告事項3、和解の仲介について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、和解の仲介についてご説明いたします。4月の農業委員会総会で農業委員会に和解の仲介の申立てがあり、これから農業委員会の方で仲介を行うということで確認をさせていただきました。それから5月7日に開始しますという通知を、申立人、被申立人双方へ通知をしたところです。それ以降当事者双方をお呼びして、お話を聞く仲介の期日を設けまして、5月21日に大島文化センターで開催をいたしました。この時の概要につきましては、和解の仲介の制度とはこういうものですよというご説明と、紛争の経緯というもの、そして申立人さんがどういったお気持ちなのか、どういう和解を望んでいるのかという話を聞くことでさせていただきました。申立人の方3名

はご出席いただいたのですけれど、被申立人の方はこの日には来られません  
でした。なので、急遽再度日程を設けまして、5月の27日に改めて開催い  
たしますということでご案内したのですけれども、やはり不出頭というこ  
とで、通知文を受け取り拒否ということで、そもそも受け取らなかったとい  
うこともあるのですが、その後お電話等も致しまして、ちょっとお話を聞か  
せていただけないかと。地域の皆さんでこういうふうに思っただけという  
お話は聞いたのですけれど、和解の仲介については、全く応じる意思が  
ない。どんな文書を送られても、どんな偉い人が家を訪ねてきても応じるつ  
もりはないということで、意思の確認をしたところです。そのような状況を  
踏まえ、仲介委員さん3名に最終的なご判断を頂いたという所です。つきま  
しては、仲介主任を務められました田中委員さんからご報告いただけたらと  
思いますので、よろしくお願いたします。

議長 それでは続きまして、仲介主任でございます田中委員から説明をお願いいた  
します。

10番 これについては、今の説明の通りで、相手方がですね、和解に応じる意思が  
ないと判断されたので、打ち切りもやむを得ないものだと思います。以上で  
す。

議長 今回の報告事項につきまして、何かご質問がありましたら。

4番 こういった事案で和解の仲介が出来ないとなると、今後はどういうことにな  
るのでしょうか。

事務局 今後についてなのですけれど、本当にこの問題を解決したいということであ  
れば、さらに上の紛争解決機関にお願いすることとなります。ですので、農  
事調停や、家庭裁判所の方へその調停を申し立てていただいて、そこでも  
う解決しないということになれば、最終的には裁判という流れになるかと思  
います。そこまでしてでも決着をつけたいのかということは今後、和解の仲  
介が不成立であったという通知を、申立人には行いますし、県の方へも、農  
業委員会で試みたけれども、このような結果になりましたという報告を行  
いますので、それをもって、どのようにこの問題を考えられるかというのは、  
また、申立人の方へボールが帰るということとなります。以上です。

議長 再度確認なのですけれど、和解の仲介が打ち切りになったので、今回の関係  
者が再度、家庭裁判所へ仲介をお願いするという話になるのでしょうか。

事務局 方法としてはですね、和解の仲介というやり方では、町の方ではもう手を  
尽くしたということになります。もし県の方へ仲介をお願いしたということに

なった場合はですね、県の小作主事という、県職員さんが来てくれるのですが、やり方としてはこの周防大島町農業委員会が行った、その仲介の話し合いの場へ県の職員さんが来て、話を聞くというような形になります。そこにまた被申立人が出席しないということになると、もうそれから話は進まないということになります。そうすると、もう本当に解決する手段は、家庭裁判所による農事調停か、もう裁判かということになります。

議長 わかりました。他に何かご質問がありましたら。

(質問等なし)

特にご質問が無いようですので、この事項も報告事項ですので、皆様のご了承をお願いいたします。続いて日程5、審査会に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農用地利用集積計画（案）につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。内容をご説明いたします。告示予定日は令和3年6月25日です。新規62筆 6万9,123㎡、更新100筆 9万3,711㎡、合計162筆 16万2,834㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 はい、それでは只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 それでは諸連絡についてご説明させていただきます。まず次回の総会の開催日時なのですが、今回は7月15日の木曜日、時間は昼からとなります。13時30分から。場所はこちら、久賀公民館の2階となります。毎年なのですが、7月から9月までは、暑い時季なので、なるべくみなさん午前中の涼しい時期に農作業をしたいというご希望でしたので、総会の開催時間を午後



からの開催としております。7月からお昼ということで、お忘れないようにお願いいたします。また、議案につきましては、7月5日までにお手元へ届くように準備をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次に2点目なのですが、全国農業新聞情報活動功労賞ということで、この度農業新聞の購読、そしてその普及活動を安本委員さんが、活動が顕著であるため表彰されております。本来は5月25日に東京で表彰される予定だったのですが、今回のコロナウイルスということで、そういう状況が叶わなくなりました。全国農業会議所から、賞状が届いております。この場で伝達をしたいと思っておりますので、廣岡会長から、安本委員へお渡しいただけたらと思っております。安本さん、前の方へどうぞ。

(賞状授与)

連絡事項を続けさせていただきます。3点目なのですが、本日お配りしております資料の中で、廣岡会長さんからのご提案で、周防大島町における農業担い手確保対策について、依頼ということで、農業委員、そして推進委員の皆様へこのようなご提案がありました。こちらについて、会長さんからご説明いただいでよろしいでしょうか。

議長

すいません、時間を取って申し訳ありませんけれど、周防大島町における農業担い手確保対策についてというペーパーをお示しいたしました。主な趣旨はですね、今回2020年に実施されました、農林業センサスのデータが公表されており、まだ市町村のデータは公表は今後されるのですが、県全体のデータがありまして、2015年を基準として2020年の数字が今回出てきたのですけれど、厚生労働省が使う、人口が今後どうなりますよという分析をする手法として、コーホート分析というソフト、手法があります。コーホート分析のソフトに関しては、農林総合技術センターの経営高度化研究所が持っているということは承知しておりましたから、一応あそこで県全体の分析もしておりますし、周防大島町の分析を、平成30年に分析をしてくれというのを、農業委員会からお願いしました。結果として出て来たのが、2ページの表の2となります。2015年に1,400人ほどある数字が2020年には1,000人くらいしかいない。農業従事者という定義で。農家ではありません、農業従事者です。農林業センサスの市町村データは、秋ごろには公表されるのだろうと思っておりますけれども、これとほぼ同じようなデータになるのだろうと思っております。2015年までの町としての政策を展開していたのであればこうなりますよと。同じことをやっていたのではこうなりますよというのが、このコーホート分析で出ている数字となります。平成30年に農業委員会から農林総合技術センターに分析してくれと依頼したのは、そのままの施策を展開していたのではこうなりますよと。ついてはもう少し他の施策を展開しなければいけないのではないかと問題提起がしたくて、分析をお願いいたしました。その

まま結局現在へ至っております。については今からの農業政策として、こういうことがいるのではないかということ、を農業委員会としてある程度まとめて、行田課長の方へ問題提起をしたいというのが、資料を投げた理由です。今回お示しした資料を、そのまま協議論という話にはなりませんから、7月の議案次第ではありますけれど、7月の総会、または8月に開かれるであろう研修会、その中で周防大島町の担い手対策を今後どうやって展開していったらどうだろうかという、皆様のご意見をまとめたいというのを思っておりますので、今後のそのためのペーパーとさせていただけたらと思います。皆様がどういうことを考えているのか、そこの意見をご披露頂いて、ある程度まとめられたらな、というのが今回出した理由ですので、持ち帰って中身を見ていただけたらと思います。あくまで試案ですので。ある程度もう少し皆様の意見を踏まえて、もう少しまとめたペーパーにしたいと思っております。以上です。

事務局

はい、会長さんから、皆様のご意見を集約したいということで、当面は7月の総会、または8月の研修会までに、皆様の担い手確保対策についての意見とか、こうしたらいいのではないかというご意見をお寄せいただけたらと思います。よろしく願いいたします。続いての連絡事項なのですが、先程の会長さんの件にも少し関わってくるのですが、今度山口県の農業委員会が、意見を取りまとめていただきたいという、これも毎年なのですけれども、農地利用最適化推進施策の改善に係る意見の提出についてというのが農業会議からきております。これにつきましては昨年度の検証を参考に付けておりますので、テーマが1番から7番までございまして、それぞれのテーマに沿って、どのような意見を求めていくか、もう少しこういうふうに直したら良いのではないのかということ、をですね、皆様のご意見を集めたいという所です。これを集約しまして、町の農業委員会としてはこうですよということ、を県知事に対して提案していくという、政策提案をしております。ですのでこの意見の取りまとめは7月末ですね、県の施策についても、皆様にご審議いただきまして、ご提案を頂けたらと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上提案については、ワンペーパー付けておりますので、国、県への施策改善検討ということでお願いいたします。会長さんの意見につきましては、これは町独自の、町に対しての意見ということになります。農業委員会が行う業務の1つでありますので、今年度、それが出来れば、関係行政機関へ対しての農業委員会の意見を提出したという、活動の実績にもなります。国、県、町へ対し、皆様の農業に対する意見、施策に対してのこうしたらいいのではないかというアイデアをお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。続きまして、公務災害補償制度についてでございます。こちらは毎年なのですが、皆様が農業委員の活動をする上での保険となります。今から現場活動とか、利用状況調査で現地を回る機会も多いと思います。その中で事故やけがというものを補償する制度となります。

毎年掛金 1,000 円で加入が出来ますので、保険料についてはすいません、また皆様から徴収させていただきます。私の方まで 1,000 円を持ってきていただけたら、取りまとめて保険加入の手続きをさせていただきますので、よろしく願いいたします。そして利用状況調査ですね。皆様に暑い中、地図をもっといただき、マーカーで塗っていく作業なのですけれども、申し訳ありません、本来なら 6 月中にはですね、既に資料をお渡ししておかなければいけないのですが、毎年年に 1 回農家台帳の更新をしているのですが、その更新業者の方がですね、京都の方にありまして、現在緊急事態宣言中で、県をまたいだ移動が出来ないということで、その作業が遅れております。そうなんです、地図が最新の状態でお渡しできないということなので、もし差し支えなければですが、去年の地図を参考に、実施をしていただけないかなという所でございます。もう本当それしかないというような状況となっております。これ以上遅れると、9 月、10 月まで調査がかかってしまい、その後の調査者とかにも支障が出てきますので、この度につきましては、前回の地図を用いて、活動いただくということで、ご了承いただけないかと思っております。あとは情報提供ということで、太陽光パネルの廃棄費用の積立はどうなっているのかというのをインターネット、ホームページを印刷しております、そして、農地転用の場合の許可基準についてというものでございます。農地転用の許可基準については、皆さんも農業委員さんになられた時、もしくは研修の時受け取られたのではないかと思いますけれども、この中で農地転用の許可にはこのような条件を満たさなければならないというようなものがあります。今後のですね、どういったところにポイントを当てればいいのかというものを、今一度確認いただけたらと思います。パネルの廃棄費用につきましては、前回の総会でも委員さんからご質問がありました。このようにあらかじめ積み立てておけば、もし事業がダメになってしまっても、会社自体も無くなってしまった時に、もう太陽光パネルだけが管理されずに野放しになるということが起こらないようにですね、今年の 2 月ですか、そのような法律の改正があったということで、やりっ放しにならないようにということも法律でも対策しているという所です。全部ご説明いたしますと時間がかかってしまうので、またご参考までにお読みいただけたらと思います。長くなりましたが、諸連絡は以上です。

議長 今の説明の中で何かご質問はありますか。

1 番 保険の 1,000 円は今でもいいですか。

事務局 はい、この後にでもお預かりいたします。早く入っていただいた方が、皆さんの現場活動に保険が掛けられますので。6 月中には回収したいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長 他に何かご質問がありましたら。

7番 先程のパトロールの地図の件ですが、これ私は今年からですけど、地図を持っていません。前の方が全部調査したのだらうと思いますけれども、それはどうしたらいいのでしょうか。

議長 毎回配られます。毎回配られますから、それをもって活動をお願いするようになります。地図が無いとパトロールできませんから、今回は最新版がありませんけれど、去年の地図をプリントアウトしてお願いするようになります。これは事務局から配られます。

事務局 初めてやられる委員さんもいらっしゃると思いますので、地区別にですね、こういったことを注意してやってくださいということをご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長 今日配られないということは7月の総会で配るのですか。

事務局 7月上旬にはですね、各地区皆さんでお集まりいただくか、農林課の方へ来ていただいた時にお渡ししまして取り掛かっていただくようになります。ちょっとわかりにくいと思います。なるべく本当に地元に通じた方でないとい位置関係が分からないということがあると思っていますので、すいません、その精度も上げていきたいのですが、今できる最大限を行います。わからないところ、特に山の中などは、現場へ行くことも難しいと思いますので、航空写真等も調査に使っていいということですので、グーグルアースとかですね、そういうもので見られるからは、それを調査結果へ色を塗っていただいても構いません。

議長 タブレットはまだ間に合いませんよね。

事務局 まだ間に合いませんよね。

議長 国の方で予算化はされたけれども、今から、多分今年度調達をして来年度から使えるというように期待をしていいのでしょうか。今年度間に合う予定でしたよね。

事務局長 今月の初めに事務局長会議がありまして、皆さんにお配りするタブレットは4年度になるというように伺っております。今、県には貸出用の物があるようなのですが、これはちょっと順番でして、まだうちの方へは回ってきていないのですが、そういったものを1回借りてですね、こういった利用ができるのかということをご相談していただければと思います。

があったらいいなというのがあれば県に報告してですね、そういった機能を付けて、4月にお配りできればいいなという説明がありました。

2番

ドローンは使えないのですか。

事務局長

ドローンは確か、各部で1つずつくらいあったかと思いますが、ただそういう講習も受けた人がいるのでですね。ただそれを使ってどのようにやるかというの、研究会といいますか、勉強しないといけません。ただそれが随時使えるかどうか、ドローンが随時使えるかどうかというのはわからないのですけれども、基本的に産業建設部では災害の時に、現地に行けないところがあればそういったところに使いましょうというのが、主の目的だったかと思えます。そのために1台あります。産業建設部で1台。

議長

タブレットが来た時にどこまで期待できるかな。だから根本的に台数が1つ。もう一つはGPSをベースにして、カーナビのように使えると理想形ですよ。地図そのものはおそらく土地改良連合会が持っている美土里ネットのデータと共有できれば、一番理想的だと思うのだけれど。既にデータ自体は土地改良連合会が作っているデータがあるはずですから。樹園地がどこまで行っているかというのが気にはなりますけれど、あのデータを使えるのが一番理想形だと思っていました。それでタブレットが配備されるのが、周防大島町農業委員会に何台来るのかなと思っています。1台をずっと使いまわしをするというのでは不便ですから、旧町1台ずつ、4台くらいあればお互い使い回しが出来ると思うのだけれど。

事務局

今の宮城委員さんの、そういった業務の効率化というところでのIT活用という所を踏まえてなのですけれど、先程の廣岡会長さんの意見の方にもお寄せいただければと思いますので。そういうのでまとめて、また町の方へも政策提案というのもできるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

他に何かご質問はありますか。なければちょっと私の方から。さっきの件にも少し補足をするようでもあるのですが、基本的に町が今やろうとしている、人農地プランとの動きが絶対いるのですよね。人農地プランでたとえば、今後将来的にどこが耕作放棄地になるであろうと、人がもう高齢化しているから、何年か後には誰かに預けたいとか、そのような人がどこにどれだけいるのか、そもそもわかっていない。前回の総会の時にも宮城委員さんからもお話があったと思うのですが、その辺りの情報が、なかなか農業委員の方へ伝わってこない。個別点在にいらっしゃるんですが、ここは将来的に誰かに預けたいという人がいるのでしようが、そういった情報も把握できていない。その把握をするための一番大きなツールが人農地プランなのです。人農地プランの実質化という、国が考えているのがどの段階で実施が出来る

のか、気にはなっているのだけれど、いずれにしても町の農林課とセットで、農業委員会が地域に出ていく。そこの中でみんなの意見を聞くというのも一つの大きな機会だから、人農地プランと連動する、その中で人との情報が分かる、農地の情報が分かる、それもベースなのですが、それが無いとなかなかできない。将来的にここは農地が荒れる可能性があると思う。それじゃあそこに新規の就農者が入れるのか、地域の人が規模拡大するのか、その辺りの議論が、人農地プランの中で議論できるはずなのですよ。忙しいとは思いますが、役場も。全町対象にしなければいけないから。農協にも絡むはずなんだけれど、そういう意味で農協がそっぽを向いているのが非常に気にはなっていますが、いずれにしてもそこをもう少しどうしたらいいかを、農林課と議論が出来ればいいなと思っています。そういう意味では人農地プランというのをベースに考えていただければ、人農地プランをどう考えているのかということ、次回の研修会、総会ないしはその辺りで1回議論、報告いただけるといいなというのがちょっと絡んでいる所でございます。他に何かありましたら。

9 番

今の人農地プランの話なのですが、実際現場というか、地域の人と話をする際に、まずその人農地プランから理解していないのですよ。地域の人たちは。それを興味を持ってもらうための糸口というか、話のきっかけになるような何かが、今のところないので、話をしたいなと思っても、なかなかしにくいというのが現状です。町としては地域を設定して、まずその実質化する地域を優先的に決めるということなのだと思うのですが、実際にその人農地プランの話をするのは、全ての地域だと思います。それを拾い上げていくためにはどうアプローチしていくのかなというのを、皆さんの知恵を頂きたいなと思います。

議長

これ僕が言っているのかというのがありますが、今町が考えているのは、基盤整備を推進している所を重点的にということで動いていますよね。だから久賀であれば上田ヶ丘含めて基盤整備を推進している所で、次が沖浦、戸田か。今角井委員がいる土居、日前をベースで行っているはずなのですが、少なくとも国庫補助事業を取って農協が選果場整備をしたいというのであれば全域を作っていないと、絶対事業採択できない。農協が思っているのは令和4年と勝手に言っているけど、そんなこと絶対にできるはずがないと思っている。話し合いのきっかけは、やっぱり地図が一番手っ取り早いと思っている。地域の中で作っているところは誰が作っているのか、将来的にその地図の中でたぶん今後荒廃するであろう、ないしはもう預けたいという人がどこにいるか、その地図を作りましょうというのが一番手っ取り早いと思う。それでミカンの生産者の方はわかると思いますけれども、農協さんが3月末までに耕作台帳を報告するようになっています。中々全部の報告は上がっていないと思うのだけれど、あれで地図をずっと地図上に落としていけば一番早い

のですよ。あと野菜の生産者のデータを入れてどうなるのか、だれがどうやって作っていくのか、今までの生産者でやれるなら良い、規模拡大をする人であれば、それじゃあその畑を受けませんかという議論が発展していく。地図を作りましょうというのが、一番早いきっかけだと思う。

9番 大元になる地図というのはだれでも見られるのでしょうか。

議長 だから役場から今回農地パトロールする地図でもいいのだけれど、その中にそれぞれの生産者がうちはこの畑を作っているというようなデータをマーカーで塗っていくのかなというようになるかと思っているのですけれども。共用の地図をプリントアウトしてくれるのは、多分個人情報になってしまうのでできないと思うのだけれど。町が持っているデータをそのまま出すというのはできないですよ。

事務局長 そうですね。


議長 一番それが早いんだけどね。早いけれど多分個人情報だから無理だろうというとは思っていたけど。

事務局長 私からちょっと説明すると、長くなって申し訳ないのですが、先程会長さんが言ったように、基盤整備を進めている所は、それなりのまとまりがあって集まる機会があると思うのですけれども、それ以外の地域はまとまって集まるという機会はなかなか難しい所なのです。で、今考えているのは中山間直接支援をやっているグループとかですね、多面的機能支払制度を利用しているグループとかいうまとまりでやる方法もあるのかなと思っております。そういうのをきっかけにして、皆さんで集まってもらい、この地域を将来的にどういうふうにして、守って行くか、そういうことを話し合っていくのが、この人農地プランの実質化に向けての作業になるのかなと思っております。

議長 一番手っ取り早いのは柑橘組合の総会を拡大するのが早いかなと思うのですけれどね。それをもうちょっと野菜生産者を、大島に行けば水田耕作者を交えないと成り立たないから、というのはずっと前から思っていたのですがけれども。県の農業会議が実施する常設審議会に出た限りから言うと結構他の地域、上関の話を聞くと、結構この話もしているのですよね、で、うちにはそれが見えない。というのがちょっと以前から気にはなっています。どうにかしないといけないとは思っているのですけれども。いずれにしてもきょう結論が出るものではありませんけれども。その辺りの方法をまた議論してまいりたいと思います。他に何かご質問がありましたら。よろしいですかね。それでは時間も建ちましたので、以上をもちまして、第67回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。


上記は、令和3年6月15日開催の第67回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和3年7月15日

周防大島町農業委員会会長 廣岡 隆美 

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員 宮本 平 

周防大島町農業委員 田中 豊文 